

## 子育て支援の拡充が地方行財政に与える影響と効果についての考察 ～持続可能な子育て支援とは何か～

萩野 吉裕

東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻

### 目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 日本の保育制度
- 第3章 保育所民営化と地方行財政における保育所運営費負担
- 第4章 待機児童解消と子育て支援の拡充
- 第5章 持続可能な子育て支援とは何か
- 第6章 おわりに

### 第1章 はじめに

現在の日本では、晩婚化の進行等による未婚率の上昇や結婚に関する意識の変化などにより、2014年（平成26年）の合計特殊出生率は1.42となり、急速な少子高齢化が進んでいる。しかしながら、子どもの人口が減少している中、保育所の待機児童数は増加している。いっけん矛盾しているように思えるが、女性の社会進出や共働き家庭の増加などにより、これまでは申込をする前に保育所の利用を諦めていた80万人とも言われる潜在需要が顕在化したためである。国は対策として、平成25年度から平成26年度の2ヵ年で22万人の保育所定員を増やしたが、待機児童は解消されていない。その後、平成27年度から29年度末までの3ヵ年で、30万人分の定員増を計画しているが、最近では隠れ待機児童まで明らかとなり、解消の見通しは立っていない。保育所整備の促進に伴い増加した運営費の公費負担は、定員10万人に対して、年額で400億円から500億円となっている。

保育・子育て支援に関わる企業に勤務する筆者は、保育所を新設し、保育所定員を増やすだけの政策で、今後益々進行する少子高齢化社会に対応できるのか疑問に感じてきた。2015年（平成27年）4月よりスタートした子ども子育て支援新制度により、地方公共団体に大きな裁量を与えられる中、それぞれの地域特性を活かした子育て支援施策により、自立的かつ継続的に保育・子育て支援を充実させる方法とは何か。本論文は、「公立保育所の民営化と、0歳児保育の需要抑制という2つの方策により、新たな保育所整備に頼らずに待機児童を解消し、地方公共団体の財政負担を軽減できるのではないか」という仮説に基づき、諸外国の施策や国内での取り組み事例を検証し、将来的な保育需要の減少や財政負担の問題も見据えた、よりよい子育て支援施策を考察したものである。

## 第2章 日本の保育制度

日本で最初の保育所については諸説あるが、1890年（明治23年）に設立された「新潟静修学校」において、初等・中等教育事業と同時に幼児保育事業も実施したことによると言われている。明治時代には、都市部において篤志家らにより貧困層を対象とした託児所が作られた。大正時代になると、都市の低所得者を対象とした公立託児所が、大阪、京都、東京と次々に開設され、次第に普及していった。農村部においては、農繁期に子どもを預かる託児所が設置されるようになった。昭和初期の恐慌以降は、失業と貧困が増加する中で都市部の託児所はその数を増していき、1944年（昭和19年）には2,000箇所を超えるまでになったとされる。<sup>1</sup>現在、保育所を所轄する厚生労働省の前身である厚生省は、1938年（昭和13年）に設置された。1947年（昭和22年）、厚生省は、要保護児童のみではなく、全児童を対象とした児童福祉の基本法を制定することが急務であるとし、子どもの養育、保育など児童の生活介助や生活援助、自立促進などを内容とする児童福祉サービスのほか、児童への特別保護規定や妊産婦、乳幼児への母子保健サービスなどの内容を含んだ児童福祉法が成立した。これまで生活困窮家庭を救済するために乳幼児を受け入れる保護施設として、社会的に必要と認識されていながらも、その存在に法的根拠を得ることができなかった託児所は、この法律の制定により、「所得階層の如何を問わず日中家庭で保育に欠ける状態にある乳幼児のための児童福祉施設」である保育所として認められることとなった。

その後の第一次ベビーブーム期（1947～1949年）における合計特殊出生率は4.0を越え、保育所の量的拡充が課題となった。加えて、高度経済成長の時代には、既婚女性の就業者数が増加したことからも、保育所の整備促進が必要とされた。1965年（昭和40年）には施設数が約1万1,000箇所、入所児童数が約83万人であったが、1975年（昭和50年）には施設数が約1万8,000箇所、入所児童数は約163万人となり、10年間で施設数は7,000箇所、入所児童数は80万人増加した。しかし、第二次ベビーブーム期（1971～1974年）以降は、1975年（昭和50年）に出生率2.0を下回ってから、出生数の減少ともあいまって、保育所の入所児童数は、1980年（昭和55年）に約200万人に近づきピークに達した後、減少に転じた。

1989年（平成元年）の出生率が1.57まで低下したことは、当時「1.57ショック」と呼ばれ、少子化の深刻さが日本社会に認識されるきっかけとなった。政府は、仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。保育所利用児童数は1980年（昭和55年）から減少傾向にあったが、少子化対策として保育所整備も行われるようになる。保育所利用児童数は1995年（平成7年）から上昇傾向に転じ、再び、保育需要の増大によって待機児童の解消が課題となった。1994年（平成6年）には、政府として初めての本格的な少子化対策として、エンゼルプランが策定された。これに基づいて緊急保育対策等5か年事業を計画し、保育サービスの量的拡大を図ることとした。これにより、全国調査による待機児童数の公表も始まった。<sup>2</sup>また、2000年（平成12年）には、「今後の増大と多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため」として、社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉法人以外の民間

<sup>1</sup> 参考文献 全国保育団体連絡会(1988)「戦後の保育運動」草土文化

<sup>2</sup> 参考文献 稲毛文恵(2013)立法と調査No.345「保育の質から見た保育所の現状と課題」参議

事業者（営利団体）による保育所整備が促進されている。1999年（平成11年）「少子化対策推進基本方針」と、新エンゼルプランが策定され、待機児童ゼロ作戦などの施策が講じられた。しかしながら、出生率は向上せず、2005年（平成17年）には過去最低の出生率1.26を記録した。その後、微増傾向が続いたが、2014年（平成26年）には1.42となり、9年ぶりに前年を下回った。

少子化対策と並行して行われてきた待機児童解消の取組は、2001年（平成13年）に待機児童ゼロ作戦、2004年（平成16年）に子ども・子育て応援プラン、2008年（平成20年）に新待機児童ゼロ作戦、2010年（平成22年）に待機児童解消先取りプロジェクトなど次々に実行されたが、待機児童の解消には至っていない。保育所の整備状況を見ると、2006年（平成18年）の施設数は2万2,699箇所、利用児童数は204万4,238人であったが、その後、施設数、利用児童数ともに毎年増加し、2013年（平成25年）の施設数は2万4,038箇所、利用児童数は221万9,581人となっている（図表1）。更には、保育所の新設以外に、定員の弾力化による既存保育所の入所児童数の拡大や認可外保育施設の活用などにより待機児童対策が行われてきたが、保育需要の伸びに保育所の整備が追いつかない状況が続いている。

図表1 保育所等定員数、利用児童数及び保育所数の推移  
（出典）厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成25年4月1日）」

少子化問題や待機児童問題における子育て支援の量的不足以外にも、制度・財源の縦割り問題や地域の実情に応じたサービスの提供など、子育てを取り巻く環境は多くの課題を抱えている。それらの課題を解決するため、2013年（平成24年）8月に子ども・子育て



関連3法が成立した。3法の趣旨は「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する」とある。これを受けて、2013年（平成24年）4月、新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定した。加速化プランでは、平成25年度と平成26年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指し、子ども・子育て支援新制度がスタートする平成27年度から平成29年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、前述の20万人と合わせて約40万人分を整備することとした。この目標はさらに上積みされ、50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指

すとしている。

厚生労働省の予算概要から、加速化プランの予算を検証すると、主な使途としては、保育所等整備交付金と保育対策総合支援事業費補助金となっている。まず、保育所等整備交付金は、平成27年度は、市町村整備計画に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保するために、554億円が計上されている。その後、受け皿を40万人から50万人に増やしたことから、補正予算で510億円が計上されている。平成28年度は7.2万人分の受け皿確保に対して510億円であり、3カ年の合計予算が2,310億円であることから、保育所整備にかかる国の財政負担は保育定員一人あたり70万円程度と考えることができる。

保育所定員を増やせば、必然的に子どもを保育する人材を確保する必要がある。厚生労働省の資料によると、待機児童の受け皿を40万人整備するためには、保育士が6.9万人必要となり、50万人では、9万人必要になると試算されている。しかしながら、保育士等は、子どもの命を預かり、将来の健全育成に携わるといふ、責任が重い仕事にも関わらず、処遇面では全職種における平均賃金に比べ、月額で10万円以上低い<sup>3</sup>ことなどもあり、深刻な人材不足状態となっている。このことから、加速化プランの予算には、保育士の処遇改善などを含めた保育士確保対策予算として、平成27年度から29年度の3か年で、1,145億円程度計上されている。

2015年（平成27年）4月にスタートした子ども子育て支援新制度では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図るとしている。新制度により、より地域に密着した子育て支援のため市町村に委ねられる裁量が大きくなるとともに、市町村が主体となって、地域の保育・子育て支援を推進していくことが求められるようになった。内閣府の資料には、「市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、保育所において保育しなければならない」<sup>4</sup>と記されている。

内閣府の予算概要をみると、子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」に関する予算は0.7兆円となっており、うち0.6兆円が保育所等への給付（いわゆるランニングコスト）となっている。「公立」の保育所等運営費は地方交付税措置となるため、この0.6兆円には含まれていない。平成27年度と28年度を比較すると、保育所整備が進んだことによる保育所等への給付額が400億円程増加して6,500億円（前年比106.7%）になっている。加速化プランどおりに保育所整備が進めば、平成29年度には、さらに400億から500億円程のランニングコスト増が見込まれることから、社会的費用の増大が懸念される。一方、保育所等運営費と比較して、市町村が実施する地域の子ども子育て支援事業に当てられている予算は0.1兆円程度に止まっている。特に手にかかる0歳から2歳児の6割以上が「家庭内保育」の実態を考慮すると、国の子育て支援は、保育所設置・運営に偏重しており、その「格差」は大きいと言わざるをえない。

<sup>3</sup> 参考文献 厚生労働省（2015）「保育士等に関する関係資料」

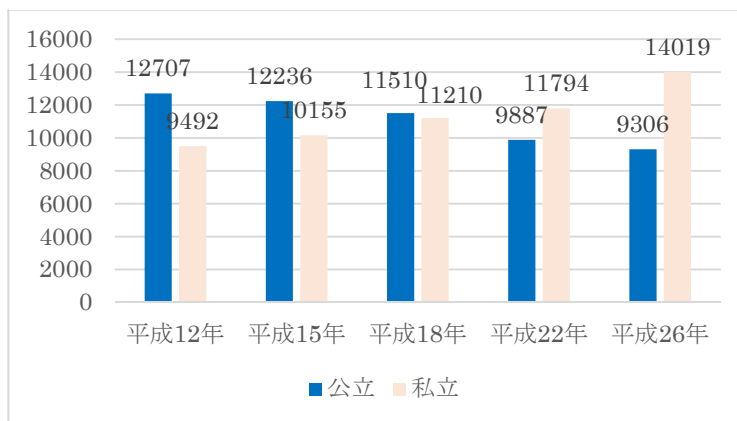
<sup>4</sup> 参考文献 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2015）「子ども・子育て関連3法について」

### 第3章 保育所民営化と地方行財政における保育所運営費負担

現在、待機児童解消に向けて、急速に保育所の整備を進めているが、新設される保育所の設置主体の中心は社会福祉法人を含む民間事業者となっており、市町村が設置主体となる公立保育所が新設されるケースは極めて少ない。一方、現存する公立保育所の民営化に関する話題を目にすることが多い。社会福祉施設等調査の概況によると、2000年（平成12年）の保育所数は2万2,199施設で、公立は1万2,707施設（57%）、民間は9,492施設（43%）となっていたが、2014年（平成26年）には、保育所数2万4,509施設のうち、公立保育所は9,306施設（38%）となっていることから、公立保育所の割合が急速に減少していることが分かる。（図表2）

図表2 公立・私立保育所数の推移

（出典）社会福祉施設等調査結果の概況より筆者作成



なぜ民間事業者による保育所整備が進む中、公立保育所の民営化が同時に進んでいるのか。1995年（平成7年）に実施された社会福祉基礎構造改革では、質の高いサービスの拡充と地域福祉サービスの充実を掲げ、その実現の方策のひとつに「多様な主体による参入の促進」が挙げられており、翌年の児童福祉法改正により、民間事業者による保育所の整備が急速に進むことになった。そして、1996年（平成8年）に成立した小泉内閣によって推進された三位一体改革によって、「地方にできることは地方に」「民間にできることは民間に」という基本理念の下、公立保育所の運営費補助金は一般財源化され、地方交付税の中から支出することとなった。

保育所の運営費は国が示した公定価格に、年度の初日の前日時点での満年齢を基準とした、毎月1日現在の在籍人数を乗じて基本総額が決まり、利用者負担金を差し引いた額が給付される仕組みになっている。利用者負担は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされている。三位一体改革以前の保育所運営費は、公定価格から算出される給付額を、公立・私立を問わず、その2分の1を国が、4分の1を都道府県が、そして残りの4分の1を市町村が負担する形で確保されてきた。しかし、三位一体改革以降は、「公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることに鑑み、一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする」<sup>5</sup>と記されている。

公立保育所に対する補助金が一般財源化されたことにより、市町村にとってどの程度の財政負担増があったのか。三鷹市のホームページに掲載されている緊急要望書に試算されている公立保

公立保育所に対する補助金が一般財源化されたことにより、市町村にとってどの程度の財政負担増があったのか。三鷹市のホームページに掲載されている緊急要望書に試算されている公立保

<sup>5</sup> 参考文献 財務省（2004）「平成16年度地方向け補助金等の改革について」

育所運営費の削減額は1億4千万円とあり、2004年（平成16年）2月時点での三鷹市公立保育所数は16箇所、定員は1,357名であったことから、児童一人あたり年額10万円程度の減額であったと推察される。社会福祉法人日本保育協会が、公立保育所運営費の一般財源化や一部補助金の交付金化などによる保育事業への影響などの実態について実施したアンケート調査では、「一般財源化前の平成15年度と一般財源化後の平成19年度の入所児童1人当たりの経費は、全市平均で2.4%減額。人口30万人以上50万人未満の市では、5%と大幅に減額している。また、入所児童数は、公立保育所で僅か0.4%増にとどまっているのに対し、民間保育所では19.1%増え、大幅に民間にシフトしており、一般財源化の影響が表れている」<sup>6</sup>との結果が出ている。

また、小泉政権が推進する聖域なき構造改革のひとつである総人件費改革により、公務員の新規採用の抑制と非常勤職員化が進められたことも、公立保育所を新設または維持していくことが困難になった背景の一つと考えることができる。

ここまでの流れから、国の政策の変化が保育所の民営化を推進する効果を持ったと言えよう。では、公立保育所と私立保育所では、運営費にどの程度の差があるのか。首都圏の市町村における公立保育所と私立保育所それぞれの全児童一人当たりの年額平均経費負担をまとめたものが図表3であり、公立と私立では平均費用の差が、年額で38万5,000円となっている。

仮に、図表2にある平成26年4月時点での公立保育所9,306箇所を全て民営化したとして、どの程度の財政的メリットがあるのか試算する。厚生労働省がまとめた平成26年度福祉行政報告例によると、平成26年4月1日現在の公立保育所の入所者数は83万4,845人とある。<sup>7</sup>民営化による児童一人当たりの運営経費削減額は、図表3の平均である38万5,000円を用いて計算した結果が図表4であり、年間の運営費削減額は3,214億円に上ることが明らかとなった。

図表3 首都圏の市町村における児童一人当たりにかかる経費負担（千円）

	墨田区 (H27)	台東区 (H18)	東久留米市 (H25)	国立市 (H23)	小平市 (H22)	船橋市 (H20)	秦野市 (H24)	年額 平均
公立	2,327	2,566	1,833	2,060	1,839	1,352	1,392	1,910
私立	1,712	1,932	1,414	1,690	1,504	1,177	1,248	1,525
公立－私立	615	635	419	370	335	175	144	385

（出典）各市町村のデータより筆者作成

図表4 保育所民営化により削減できる運営費（年額）

	児童一人当たり経費（円）	入所児童数（人）	削減額（円）
運営費削減額	385,000	834,845	321,415,325,000

（出典）筆者作成

<sup>6</sup> 参考文献 社会福祉法人日本保育協会（2008）「三位一体改革により保育所運営費が大幅に削減」

<sup>7</sup> 参考資料 厚生労働省（2014）福祉行政報告例

次に、公立保育所の民営化を進めて行くための手法を整理する。下野市保育所のあり方検討委員会資料<sup>8</sup>及び佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針によると、保育所の設置主体を市町村としたまま、業務委託や、指定管理者制度を利用して民間事業者が運営主体となる公設民営方式では、運営費は市町村が地方交付税から全額支出することになることが分かる。また、施設整備費に関しても、公設民営方式では市町村が全額支出することになる。既存施設を譲渡もしくは貸与するなどして、設置主体自体を民間事業者に移管する民設民営方式では、運営費及び施設整備費の両方で、国や都道府県からの補助を受けることができるようになる。今後は、第二次ベビーブーム期（昭和40年代後半から昭和50年代前半）に建てられた保育所の老朽化により、大規模修繕や建て替えが必要になることから、民設民営方式が市町村にとって財政的メリットが大きいと判断できる。

保育所等の民営化を検討する際に必ず議論になるのは、保育の質の低下についてである。民営化に際しては、児童の情緒の安定を保つために、保育の安全性と継続性をいかに確保するかが重要な課題である。まず、安全性に関しては、保育所は公立・私立を問わず児童福祉施設最低基準や保育所保育指針に則り運営されていることから、設備や人員配置とも質は維持されると言える。保育の継続性に関しては、①民間に移管する前に一年間程度の合同保育期間を設ける、②移管後も一定の期間は、当該保育所に勤務していた市町村の正規職員が保育内容等の引き継ぎを行う、③当該保育所に勤務していた非常勤職員を継続雇用する、などの対策により、児童の情緒の安定を保ちながら、民営化を進めることが可能であると考えられる。また、よくある誤解として、民営化により保育所への入所手続きや保育料に不利益が生じるという意見があるが、これは誤りで公立・私立間での差はない。

以上のことから、今後より多様化する保育サービスへの対応と、それに伴うICT化などの業務効率化を推進していく上でも、民間事業者を活用することが有効であると考えている。

図表5 保育所運営に関する主だった基準（出典）児童福祉施設最低基準より筆者作成

保育士の配置に関する基準		
乳児	概ね 3人 : 1人以上	
満1歳以上満3歳未満の幼児	概ね 6人 : 1人以上	
満3歳以上満4歳未満の幼児	概ね 20人 : 1人以上	
満4歳以上の幼児	概ね 30人 : 1人以上	
保育室の面積に関する基準		
乳児又は満2歳未満の幼児	乳児室	1.65㎡/1人
	ほふく室	3.3㎡/1人
満2歳以上の幼児	保育室	1.98㎡/1人
	遊戯室	1.98㎡/1人

<sup>8</sup> 参考資料 下野市（2009）下野市保育園のあり方検討委員会第四回会議録

#### 第4章 待機児童解消と子育て支援の拡充

待機児童の定義とは「調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの」とされている。平成28年4月1日現在の待機児童は2万3,533人であるが、都道府県や市町村が独自に補助する認可外保育所に入所している場合や、親が育児休業を取得中の場合などは、厚生労働省が公表する待機児童数には入らないことから、これらのいわゆる「隠れ待機児童」が6万7,354人に上ることが明らかになった。例えば、2013年（平成25年）に待機児童ゼロを達成して話題となった横浜市は、2016年（平成28年）4月1日現在の待機児童は7人だが、「隠れ待機児童」を含めると全国でもっとも多い3,117人となる。このような状況から、国は平成29年度末までの5か年で50万人の保育の受け皿を拡大し、待機児童を解消するとしているが、定義を見直すことにより、待機児童の数が想定よりも大きく増加する可能性が考えられる。

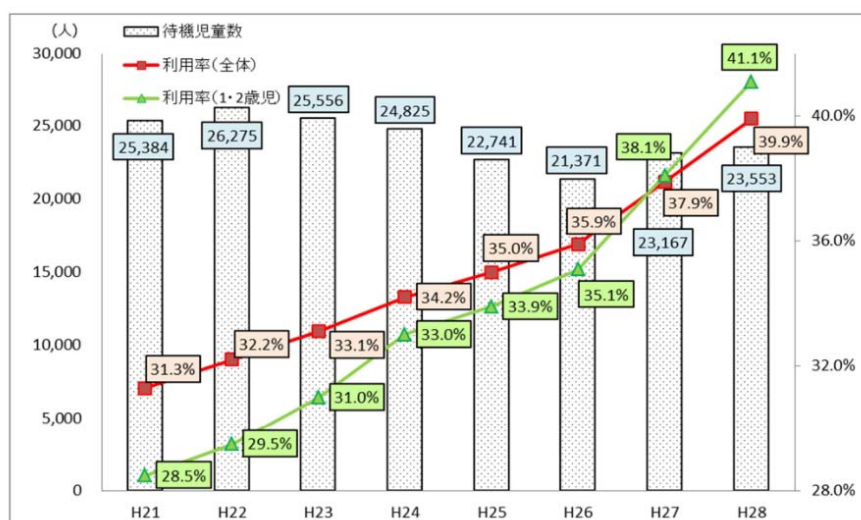
待機児童解消のために新たに保育所をつくろうとしても、都市部では用地不足に悩まされ、計画が思うように進まない。そのような状況を受け、これまで全国一律で守られてきた「児童福祉施設最低基準」の一部は、都道府県の条例により定められることとなった。中でも、保育士の配置基準に関しては、「従うべき基準」として変わらないのに対し、面積基準に関しては、「待機児童問題が深刻でかつ地価の高い地域」では、地域の実情に応じた異なる基準を定められるものとしている。この規制緩和により、一層急速に進められる保育所整備は、「保育の環境悪化」という問題を生み出している。「保育を考える親の会」が、首都圏の市町村及び全国の政令市を対象に実施した調査によると、急速に保育所整備を進めている都市部では、広い用地の確保が難しく、園庭のない保育所が増えていることが分かった。

一方で、保育所で勤務する保育士を確保できずに開所が遅れる等の問題も発生している。待機児童解消加速化プランで、50万人の保育所定員を拡大した場合、それに伴い必要となる保育士は9万人となり、うち7万人が不足すると予測されている。保育所の運営基準には、児童の年齢により必要となる保育士有資格者数が定められていることから、保育所側としても必要最低限の有資格者を確保することが優先され、保育士資格さえ持っていれば、誰でも採用せざるを得ないような状況にある。そのため、保育士不足に起因する保育の安全性の低下も懸念されている。待機児童を解消するため、規制緩和による急速な保育所整備を推進したことの弊害として、ハード面での保育環境の悪化を招き、ソフト面での安全性の低下を招いていることは、重要な課題として認識すべきである。

子ども子育て支援新制度により、「市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、保育所において保育しなければならない」とされている。保育所等利用児童の割合（保育所等利用児童数÷就学前児童数）を示したものが、図表6になる。平成21年度と平成28年度を比較すると、全体の利用率が31.3%から39.9%となり、約1.27倍の増加となっている。特に顕著なのが、1、2歳児の利用率の変化で、28.5%から41.1%となり、約1.44倍の増加となる。厚生労働省の試算では、待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿50万人分が確保されると、1、2歳児の保育所利用率は48.0%になるとされている。



図表 6 保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移



(出典)「保育所等関連状況取りまとめ(平成28年4月1日)より抜粋

2016年(平成28年)4月1日現在の保育所利用児童数と待機児童数は、図表7のとおりである。全年齢児の保育所利用児童245万8,607人に占める、低年齢児(0~2歳)の利用児童は、97万5,056人(39.7%)であるのに対し、全年齢児の合計待機児童2万3,553人に占める、低年齢児(0~2歳)は2万446人(86.8%)に上る。うち1、2歳児が1万6,758人(71.1%)を占めることから、1、2歳児の待機児童をどのように解消するかということが、最も重要な課題であるということが分かる。

図表 7 平成28年4月現在の保育所利用児童数と待機児童数

	28年度利用児童		28年度待機児童	
	人数	利用率 (%)	人数	利用率 (%)
低年齢児(0~2歳)	975,056人	(39.7%)	20,446人	(86.8%)
うち0歳児	137,107人	(5.6%)	3,688人	(15.7%)
うち1・2歳児	837,949人	(34.1%)	16,758人	(71.1%)
3歳以上児	1,483,551人	(60.3%)	3,107人	(13.2%)
全年齢児合計	2,458,607人	(100.0%)	23,553人	(100.0%)

(出典)厚生労働省(2016)「保育所等関連状況取りまとめ」より筆者作成

待機児童問題により、希望通りの保育所に入所することが困難な状況は、育児と仕事を両立しようとする女性にとって深刻な問題となっており、妊娠期または出産後すぐに保育所探しを始める活動を指す「保活」という言葉が生み出されることとなった。「保活の実態に関する調査」<sup>9</sup>によると、「保活」を開始した時期は、妊娠期から出産後6ヶ月以内が57%を占め、出産後6ヶ月以降1年未満の23%と合計すると、80%を占めることになる。実際に保活を経験した保護者の具

<sup>9</sup> 参考文献 厚生労働省(2016)「保活の実態に関する調査」

体的な意見を見ると、「子どもが無事に生まれる前から、保育所に入れるか心配して情報収集しなければならない」、「保育所に入所できなければ職を失うかも知れないという不安から、少しでも入所の可能性が高い4月に合わせて育児休業期間を短縮した」など、保活の過酷な実態を表している。

保育所の入所について、より現実的な声を聞くため、育児休業を取得した後に、養育する子が保育所へ入所した保護者を対象にインタビューを実施した。インタビュー対象者は東京都23区または千葉県、神奈川県の特待児童が多い市町村に居住する30代から40代の女性6名（複数の子どもがいるためケースとしては11ケース）とした。

インタビュー結果は、以下の通りである（図表8参照）。

- ① 復帰（入所）の時期に関しては、11ケース中9ケースが4月からとなっている。厚労省のアンケート結果と同様に、年度途中での入所が困難であることから、4月入所を選択したと考えられる。11ケース中4ケースで0歳児保育を利用しており、3ケースで育児休業期間が1年未満となっている。Aさんの第1子のケースは育児休業給付を受けられなかったことが理由のひとつではあるが、他の2ケースでは、育児休業を満1歳まで取得したい意向であったが、入所の可能性が少しでも高い4月復帰を選択している。
- ② Cさんの場合、地方公務員であることから、3年間の育児休業が認められており、第1子、第2子ともに、1歳の誕生日を迎えて以降の4月に入所している。地方公務員（女性職員）の育児休業取得状況（平成26年度承認）では、最も多いのは6ヶ月以上1年未満の26.9%だが、1年以上が全体の65.5%を占めており、うち2年6ヶ月超が16.9%に上る。<sup>10</sup> このことは育児休業期間の延長が子育て支援施策として有効である可能性を示唆しているとも考えられる。国も育児休業期間の延長を検討し始めている。朝日新聞記事でも、平成27年度の育児休業給付額の平均は、月額13万5千円で、給付期間の平均は10.1ヶ月となっていることから、0歳児を保育所で預かるよりも費用的には抑えられるのではないかと指摘されている。<sup>11</sup>
- ③ 認可保育所への入所希望が叶わず、待機児童または隠れ待機児童となったのは11ケース中5ケースだが、6人中5人が経験していることになる。
- ④ 『満1歳の誕生日または1歳児の4月から確実に保育所を利用できる場合、満1歳未満の子どもを保育所に預ける必要があるか』という問いに対して、6人中5人からは、満1歳で必ず保育所を利用できれば、0歳児で子どもを預ける必要はなく、安心して子育てができ、育児休業を短縮する必要もなくなるので、望ましいとの回答を得ている。
- ⑤ 一方、BさんとCさんからは、育児休業期間が長いと職場に復帰する際の不安が大きくなるので、3年間の休みは取り難いとの意見が出ている。一方で、キャリアの継続や仕事が好きなどの理由で、出産後すぐに復帰したい女性も、必ず存在するとの意見も、6人中3人から出ている。

<sup>10</sup> 参考文献 総務省（2015）「平成26年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

<sup>11</sup> 参考文献 朝日新聞（2016.10.26）

以上の通り、ひとり親家庭などの経済的な理由も含めて、0歳児保育を全て廃止することはできないが、保育所利用の仕組みを改善し、需要を抑制することは、保護者にとっても有益であると推察することができる。

図表8 インタビュー対象者の保育所利用状況

	生年月	育休期間 入所時月齢	入所時期	認可	認可外	備考
Aさん	第1子 H24年4月	4ヶ月 0歳6ヶ月	10月	×	○	休業給付なし 育休切り上げ
	第2子 H26年7月	7ヶ月 0歳9ヶ月	4月	○		育休切り上げ
Bさん	第1子 H20年12月	1年2ヶ月 1歳4ヶ月	4月	×	○	
	第2子 H27年2月	1年 1歳2ヶ月	4月	○		
Cさん	第1子 H20年7月	1年7ヶ月 1歳9ヶ月	4月	○		地方公務員 育休3年可
	第2子 H23年5月	1年9ヶ月 1歳11ヶ月	4月	○		
Dさん	第1子 H21年10月	1年4ヶ月 1歳6ヶ月	4月	○		
	第2子 H24年10月	1年5ヶ月 1歳7ヶ月	5月 (4月希望)	×	○	復帰遅れ
Eさん	第1子 H26年2月	1年 1歳2ヶ月	4月	×	○	
	第2子 H28年7月	7ヶ月 0歳9ヶ月	4月予定			育休切り上げ
Fさん	第1子 H24年9月	10ヶ月 1歳0ヶ月	9月	×	○	0歳児保育

※育休休業期間は産後休暇8週が終了した後の休業期間を示す。

(出典) インタビューに基づき筆者作成

厚生労働省のアンケート結果と筆者が行ったインタビューの結果から、0歳児保育の需要を抑制し、それにより生まれるスペースや保育士の人材を活用することにより、特に待機児童が多い1歳児と2歳児の定員を拡充し、子どもが満1歳以上になった時に、いつでも保育所を利用できる環境を作り出すことで、働く女性が安心して育児休業を取得し、休業期間中に子育てに集中することができるのではないかと考えられる。この方法であれば、用地の確保や保育士の人材確保にも課題がある、新たな保育所を整備する必要もなくなり、施設面と人材面における保育の質も保つことができる。また、財政効果を考えると、0歳児保育にかかる経費は、1歳児2歳児と比べて大きな負担であることから、毎年の運営費の削減につながる可能性がある。新たな保育所を整備が進んだことにより、平成27年度と28年度の保育所運営費は、400億円増加して6,500億円(前年比106.7%)になっている。今後も政府が進める待機児童解消加速化プランにより保育

所が増えれば、それに伴う運営費も増加することになるのである。公立・私立を問わず、保育所や子育て支援施設は「社会インフラ」であり、公費により運営されている点を踏まえれば、公共施設と同様に、将来的な財政負担についても市町村がマネジメントしていくべきであると考えられる。

本論文では、「もしも0歳児保育をやめたなら」という仮定のもと、0歳児保育を全て廃止した場合について検証してみる。首都圏の自治体が公表する年齢別の月額保育経費をまとめたものが図表9である。

図表9 年齢別月額保育経費

	大田区 (H24)	板橋区 (H24)	江東区 (H26)	杉並区 (H27)	国立市 (H23)	戸田市 (H26)	平均①
0歳児	623,207	411,324	373,294	292,333	393,333	207,586	383,513
1歳児	270,358	207,158	195,057	232,583	224,166	148,072	212,899
2歳児	236,677	185,637	177,559	221,666	224,166	134,195	196,650

(出典) 各自治体の公表資料より筆者作成

これによると、0歳児の平均保育経費は月額383千円、1歳児は212千円、2歳児は196千円となる。また、東京都福祉保健局の資料が図表10になる。筆者がまとめた図表9の平均値①と、東京都福祉保健局がまとめた図表10の平均値②の間には大きな相違はないことから、平均値①と平均値②の平均(図表11)を、本論文における年齢別保育経費として採用することとした。

図表10 第3回東京都子供・子育て会議資料にある年齢別保育経費

	A区	B区	C区	D市	E市	平均②
0歳児	345,151	268,840	410,108	310,000	379,335	342,687
1歳児	214,708	208,691	294,545	148,000	219,892	217,167
2歳児	188,369	190,480	183,185	30,000	179,502	174,307

(出典) 東京都福祉保健局ホームページより筆者作成

図表11 図表9及び図表10の平均保育経費(=本論文の年齢別平均保育経費)

	0歳児	1歳児	2歳児
①②平均(月額)	363,100	215,033	185,479
①②平均(年額額)	4,357,198	2,580,397	2,225,743

図表11の平均保育経費と平成28年4月時点での待機児童数を基に、0歳児保育を廃止したスペースと保育士を活用し、最大限まで1歳児及び2歳児の保育定員を拡充する場合、どのような結果になるか試算した(図表12)。これにより確保できる定員は1、2歳児合計で約20万人となり、政府が平成27年度から29年度に実施予定の保育定員拡大目標である約24万人の8割以上を確保できることになり、その上、年間運営費削減額は1,268億円に上る。更には、用地の

確保と保育士の確保に課題がある新たな保育所整備も不要なことから、施設整備費の節減と規制緩和による保育の質の低下を防ぐことにもつながると考えられる。

図表 12 0歳児保育を廃止した場合に増加可能な1・2歳児の定員（最大値）

年齢	人数	経費/人(千円)	年齢別経費(千円)	面積(1人)	保育士(配置基準)
0歳児(廃止)	137,107	4,357	597,375,199	678,679㎡(4.95㎡)	45,703人(3:1)
1歳児(拡充)	97,933	2,580	252,667,140	484,769㎡(4.95㎡)	16,323人(6:1)
2歳児(拡充)	97,933	2,225	217,900,925	193,908㎡(1.98㎡)	16,323人(6:1)
			△126,807,134	△2㎡	△13,057人

(出典) 筆者作成

0歳児保育を廃止した事例は過去にもある。三鷹市は、2013年(平成25年)4月に、0歳児保育を実施する公立保育所15箇所のうち2箇所での0歳児保育を廃止した。三鷹市が、0歳児保育を利用する保護者を対象に行ったアンケート結果によると、約7割が「1、2歳から入園させたい」と回答したが、1、2歳児での入所が困難なことから、育児休業期間を短縮して、0歳児で預けている実情が明らかとなった。当時の三鷹市の待機児童数は2012年(平成24年)4月時点で128人となっており、その内訳は0歳児19人、1歳児69人、2歳児40人で、3歳児以上はいなかった。<sup>12</sup>そこで、公立保育所2箇所の0歳児定員合計18名を廃止し、1、2歳児の定員を合計28名拡大する方法を選択している。しかし、この時は市側から住民への説明が不足していたことにより、0歳児保育の申込を予定していた保護者からは困惑の声があったとある。一方で、草加市では2008年(平成20年)に公立保育所の0歳児保育を廃止しようと計画したが、草加市保育園父母連合会等の反対に遭い、計画を中止している。<sup>13</sup>このことから、0歳児保育の廃止や需要抑制には、綿密な実施計画と丁寧な住民説明が欠かせないことが分かる。

## 第5章 持続可能な子育て支援とは何か

日本では1989年(平成元年)の1.57ショック以降、様々な少子化対策が行われてきたが、出生率は向上せず、2005年(平成17年)には過去最低の出生率1.26を記録した。その後、微増傾向が続いたが、2014年(平成26年)には1.42となり、9年ぶりに前年を下回った。フランスやスウェーデンでは、出生率が1.5から1.6台まで低下した後、回復傾向となり、近年ではフランスが1.98(2014年)、スウェーデンが1.88(2014年)となっている。これらの国の子育て支援政策にはどのような特徴があるのか。第3章の民営化により得られた財源3,482億円と第4章の0歳児保育の需要抑制により得られた財源1,268億円の合計4,482億円で実現が可能となる新たな子育て支援施策について検討するため、諸外国の子育て支援を、「育児休業と休業給付」、

<sup>12</sup> 参考文献 読売新聞(2014.11.7)

<sup>13</sup> 参考文献 草加市保育園父母連合会ホームページ <http://www.soka-fuboren.org/syoukai/index.html>  
(最終検索日:平成28年12月25日)

「保育制度」、「児童手当」の3つの分野に絞って調べ、日本の制度と比較した。

「育児休業と休業給付」における比較では、各国とも父親と母親それぞれに育児休業期間が認められており、父母両方が取得することにより、より長期の育児休業を取得できる仕組みとなっている。中でも、スウェーデンでは、父親・母親間で受給権の一部を移転できる点が特徴的である。給付に関して、フランスや韓国では、第2子第3子の育児休業給付が、第1子の時よりも期間や金額で優遇されており、子どもを多く生むことに対するインセンティブが設けられている。

「保育制度」に関して、スウェーデンでは、保育所の整備が充実しており、2014年において1～5歳児の82.8%が保育所を利用している。市町村が設置主体となり、公費と小額の利用者負担で運営されている点は、日本と同様であるが、両親休暇制度があるため、0歳児の保育所利用は、原則として「想定されていない」ことが特徴として挙げられる。また、フランスでは、日本と比べて保育所の整備は進んでいないが、認定保育ママという制度が浸透しており、0歳から2歳児人口の50%以上をカバー出来ている。日本では50万人の受け皿拡大が完了した後に、ようやくカバー率50%程度になる見込みである。

「児童手当」の比較では、フランスとスウェーデンで、子どもが増えるほど手厚い手当が支給される仕組みとなっており、少子化対策を意識した施策になっている。韓国では、保育所を利用せずに自宅で子育てをする家庭に対し、在宅育児手当を支給することで、保育所利用の需要抑制につながっている。

これらの検証結果をもとに、①育児休業給付の夫婦共有化、②在宅育児手当の支給、③保育ママ等の在宅保育の推進と子育てひろば等の地域子育て支援の拡充、以上の3施策を保育所の需要を抑制しながら、少子化対策を行うために、今後導入を検討すべき新たな子育て支援施策として提言する。

#### ①育児休業給付の夫婦共有化

日本の育児休業取得率は年々上昇しており、2015年（平成27年）には、女性は81.5%となっているが、男性の取得率はまだまだ低く2.65%となっている。<sup>14</sup>平成26年度の男女合計の育児休業取得者数は27万4,935人で、日本で年間に生まれる子どもの数が100万人程度であることから考えると、全出生数に占める育児休業取得者数は25%程度であると推測される。また、育児休業給付の平均受給期間では、女性が10.1ヶ月であるのに対し、男性は3.2ヶ月と短く、受給総額の99%は女性が占めているのが現状である。（図表13）

日本では、育児休業給付の要件を満たせないパートタイム労働者や有期雇用労働者などが、特に女性に多いことから、その救済が課題となっている。一方で、男性の育児休業取得は、古くからの慣習や働き方に対する意識の問題もあり、簡単には進まない。そこで、育児休業の夫婦共有化により、父親の育児休業給付受給権を母親に移転できるようにすることで、育児休業給付を受ける要件を拡大することを提言する。スウェーデンでは、両親休暇と呼ばれる育児休業制度があり、子が8歳になるまでの間に、父親・母親それぞれが240日間の育児休業を取得可能で、うち

<sup>14</sup> 参考文献 厚生労働省（2016）「平成27年度雇用均等基本調査の結果概要」

各 60 日間を除き、父親・母親間で受給権を移転できることになっている。その結果、0 歳児の保育所利用は原則としてはなく、保育所の対象年齢は 1 歳から 6 歳までとなっている。

インタビューに協力してくれた A さんの場合、第 1 子出産時に雇用保険に加入していたが、過去 2 年間に加入していた期間が 12 か月に満たなかったため、育児休業給付を受けることができなかった。配偶者（父親）は受給要件を満たしていたが、育児休業を取得していない。この配偶者（父親）分の受給資格を A さんに共有することで、A さんが育児休業取得前の平均賃金をもとに算出した給付を受けるという考え方である。これにより、①扶養範囲内で働く雇用保険未加入者、②加入期間が 12 か月未満の雇用保険加入者、③有期雇用で継続 1 年未満または更新が見込めない労働者を救済できることになる。

雇用保険は、雇用情勢の改善で失業給付が減り、積立金が 6 兆円を超えているため、保険料率が引き下げられる見通しとなっている。本論文で提言する育児休業の夫婦共有化については、父親が雇用保険に加入し、育児休業給付の受給要件を満たしていることが前提となるため、実施に必要な財源は雇用保険によって賄えるものと考えられる。

図表 13 平成 26 年度の育児休業給付の支給状況

	受給者数（人）	平均受給月額（円）	平均受給期間（月）	給付総額（千円）
男性	5,473	178,267	3.2	3,152,831
女性	269,462	126,126	10.1	342,567,606
合計	274,935	178,267	9.9	345,720,437

（出典）厚生労働省（2013）職業安定分科会雇用保険部会（第 89 回）資料より筆者作成

## ②在宅育児手当の支給

国民の希望が叶った場合の出生率を指す希望出生率は 1.8 となっており、政府は、「希望出生率 1.8 の実現」を目指して、様々な施策に取り組んでいる。理想の子ども数を持たない理由について訊ねたアンケート結果では、経済的な理由が突出して多いことから、金銭面が希望出生率を叶える阻害要因のひとつになっていることが分かる。

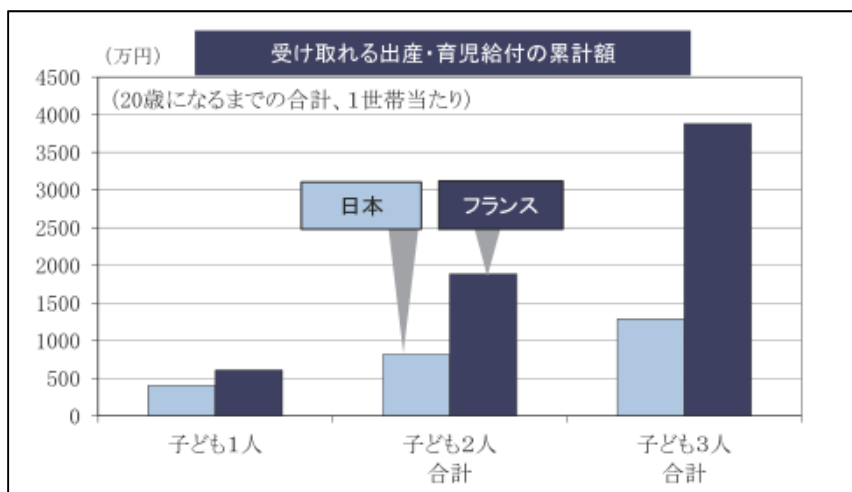
江戸川区は、東京都 23 区で出生率ももっとも高く、平成 25 年度は 1.45 となり、東京都区部の平均である 1.16 を大幅に上回り、全国平均の 1.43 をも上回る数字となっている。その江戸川区では、公立保育所で 0 歳児保育は実施せず、独自の乳児養育手当を支給している。江戸川区のホームページには「赤ちゃんにとって、一番大切な時期を保育に専念していただくための経済的支援を目的としています。」<sup>15</sup>とあり、結果として、江戸川区では 0 歳児の 85% を自宅で育てている。

<sup>15</sup> 参考文献 江戸川区ホームページ「乳児養育手当について」

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kosodate/kosodate/teateshien/youiku.html>（最終検索日：平成 28 年 12 月 23 日）

また、日本の児童手当は、中学校修了までが対象となっており、うち3歳以上小学校修了までの児童に限り、第3子以降に5,000円の多子加算を受けられるが、それ以外には加算がない。出生率の高いフランスやスウェーデンでは、第2子、第3子と多くの子どもを産むと、より多くの手当を受けられる仕組みとなっており、出生率の向上に寄与していると考えられる。日本とフランスを比較したものが図表14になる。日本では、子ども1人の場合に支給される手当の総額は400万円、2人では800万円、3人では1,300万円となる。フランスでは、1人の場合600万円と日本とあまり変わらないが、2人の場合1,900万円、3人の場合3,900万円となり、差が大きく広がる。<sup>16</sup>

図表14 子どもの数により受けられる児童手当の比較



(出典) 経済のプリズム No131 「フランスにおける子育て支援」より抜粋

これらの事例から、保育所等を利用せずに、在宅で子育てをする保護者に在宅育児手当を支給することで、保育所の需要を抑制するとともに、女性の働き方に子どもを産み育てるという新たな選択肢を用意することにより、出生率の向上につながる可能性があると考えられる。第3章の民営化と第4章の0歳児保育の需要抑制により得られた財源4,482億円で可能となる給付の目安が図表15となる。

図表15 在宅育児手当の支給シミュレーション

	年齢別人口	育休取得者	保育所利用者	対象人数	月額 (円)	年額 (円)	給付額 (円)
0歳児	1,000,000	△250,000	0	750,000	20000	240000	180,000,000,000
1歳児	1,000,000	0	△450,000	550,000	20000	240000	132,000,000,000
2歳児	1,000,000	0	△450,000	550,000	20000	240000	132,000,000,000
合計							444,000,000,000

(出典) 筆者作成

<sup>16</sup> 参考文献 北村円 (2014) 経済のプリズム No131 「フランスにおける子育て支援」



本論文のこれまでのデータをもとに、0歳から2歳の年齢別人口から、育児休業取得中の者と保育所利用者を支給対象外とし、財源となる4,482億円から給付できる金額は、子ども一人あたり月額20,000円程度になることが分かる。在宅育児手当の給付により、保育所利用の需要がさらに抑制されれば、より大きな財源を得ることが可能となり、より大きな給付により、出生率の向上につながると考えられる。

### ③保育ママ等の在宅保育の推進と子育てひろば等の地域子育て支援の拡充

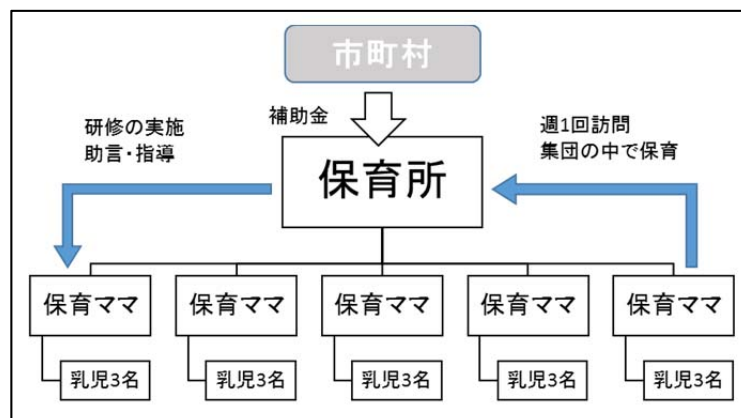
急速な少子高齢化により、65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、全人口の30%を超えると推測されている。高齢者人口の増加と、高齢者自身の希望として、60%以上が「自宅で療養したい」と答えたことを背景に、政府は「できる限り、住み慣れた地域に必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す」として、在宅医療・介護の仕組みづくりが進められている。保育においても、保育者や利用者の自宅を活用した在宅保育の充実が実現できるのではないかと考えられる。

公立保育所で0歳児保育を実施していない江戸川区では、「乳児期は、できるだけ家庭的な雰囲気と深い愛情のもとで育てる」という考えから、昭和44年から、保育ママ制度により保育ママの自宅で0歳児の保育を実施している。江戸川区では0歳児のみを対象としており、1人の保育ママが預かれる子どもの数は3人までとなっている。平成28年4月現在、205名の保育ママがいることから、615人分の0歳児保育枠を、保育ママが担っていることになる。フランスでは、0歳から2歳児の50%以上の保育供給量をカバーしているが、うち70%以上は保育ママにより賄われている。日本でも、保育ママ制度は、以前から存在しているが、2016年（平成28）年の保育ママ等の家庭的保育事業の実施件数は958件となっており、前年から21件の増加に止まっている。

日本とフランスの保育ママ制度を比較したところ、日本では保育所等の連携施設を確保することが必要とされており、保育の質や安全性の確保に対する助言や指導を受けられる仕組みとなっている。連携施設は、家庭的保育事業者の求めに応じて、市町村が調整することとなっているが、その確保が困難であることが、保育ママが増加しないひとつの要因であると考えられる。フランスでは、家庭的保育所に雇用される保育ママが、所属する家庭的保育所に毎週1、2回通い、助言や指導を受け、集団での保育を経験する機会を設けている。

連携施設を確保することが困難な要因のひとつとして、連携先へのインセンティブが不足していることが挙げられる。そこで、フランスの保育ママ制度に習い、保育所が保育ママを雇用または所属させ、国または市町村は保育所に補助金を支払うという方法が考えられる。保育所に所属する保育ママに保育所が研修等を行うことにより、自宅で行われる保育ママの保育の質と安全性を担保し、見返りとして、補助金を受け取る。保育ママは週に1日は交代で所属する保育所に登所し、指導や助言を受けるとともに、保育する子どもに集団生活を経験する機会や、行事への参加などの機会を与えることが可能になる。

図表 16 保育所が保育ママを雇用または所属させる方法のイメージ



(出典) 筆者作成

そして、家庭で子育てをする保護者の孤立を防ぎ、育児をサポートする重要性から、子育てひろばや一時保育施設の充実を提言したい。2016年（平成28年）4月現在における、0歳から2歳児の保育所利用率は、32.4%（97万5,056人）となっている。すなわち、約200万人の3歳未満児は、家庭で保育されているということである。核家族化や地域との関係の希薄化などにより、家庭や地域における子育て力が低下し、産後うつによる育児放棄や児童虐待等が問題となる中、子育てに対する不安と負担は増している。2015年（平成27年）に全国市長会が行った少子化対策・子育て支援に関する研究会の資料によると、出生率上位30の市町村がその理由について答えたアンケートの結果、「地域コミュニティの充実」がもっとも多く、次いで「両親・祖父母等の親族が身近にいる」が多かった。このアンケートの結果からも、地域や周囲のサポートを得られる環境があればこそ、第2子第3子の出産につながっていることが分かる。子どもを安心して生み育てられる環境を整えることは、待機児童の解消と同等かそれ以上に大切なことである。保育の需要を抑制することにより、社会的費用の縮減を推進するとともに、それにより得た財源をもとに、家庭で子育てをする保護者に対する支援を拡充することができれば、自然と出生率も向上するのではないか。

## 第6章 おわりに

本論文では、経済学的視点から財政効果に絞ってシンプルに検証するために、保育を受ける子どもの発達や情緒の安定に関する配慮など、保育の質に関する部分については、極力触れないこととしたが、保育の質を下げる提言は一切していないことを、まずは明記しておく。

「もしも0歳児保育をやめたなら」という提言に対しては、多くの反対意見があるものと考えられる。しかしながら、筆者が本論文で述べたかったことは、現在の保育需要を満たすことだけを考えた待機児童解消プランに一石を投じ、違った視点から保育・子育て支援を考えるきっかけを示唆することである。論文の執筆も終盤に差しかかっていた2016年（平成28年）12月22日、「幼児教育・保育料を無償化 全国初 守口市、来年4月から」という記事が産経新聞に掲載さ

れていた。守口市によると、「対象となる児童数は約4千人で、無償化に必要な予算は約6億3千万円を見込んでいる。財源は公立保育所を民間移管などで減らし、捻出する。」とされている。本論文でも検証した保育所民営化により得た財源により、筆者の提言とは異なる守口市独自の子育て支援施策に挑戦することになる。数年後の守口市が楽しみである。少子化を克服したスウェーデンやフランスの政策の基本には、子どもは将来の経済を支える存在であるとの考えがあり、保育・子育て支援を将来への「投資」として考えているからこそ、状況をリアルに分析し、必要な施策を生み出しているとも考えられる。地方公共団体においても、独自の「子育て投資」による経済効果を見据えた保育・子育て支援を検討するような発想が必要であろう。

第5章に記した新たな保育・子育て支援施策について、育児休業給付の夫婦共有化は国の政策として行わなければ実現できないものだが、それ以外の施策については、公立保育所の民営化や0歳児の施設型保育の需要抑制と組み合わせて、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえて取り組むことができる施策であると考えられる。2015年（平成27年）4月にスタートした子ども子育て支援新制度により、地方公共団体により大きな裁量を与えられる中、自立的かつ継続的な子育て支援を実現する一助となることを期待して、本論文の締めくくりとする。

#### 【参考文献】

- ・ 稲毛文恵(2013)立法と調査 No. 345 「保育の質から見た保育所の現状と課題」参議院事務局企画調整室
- ・ 江戸川区ホームページ「乳児養育手当について」  
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kosodate/kosodate/teateshien/youiku.html>（最終検索日：平成28年12月23日）
- ・ 北村円（2014）経済のプリズム No131 「フランスにおける子育て支援」
- ・ 厚生労働省（2013）「職業安定分科会雇用保険部会（第89回）資料」
- ・ 厚生労働省（2014）「福祉行政報告例」
- ・ 厚生労働省（2015）「平成27年度雇用均等基本調査の結果概要」
- ・ 厚生労働省（2016）「保育所等関連状況取りまとめ（平成28年9月1日）」
- ・ 厚生労働省（2016）「保活の実態に関する調査」
- ・ 小平市（2010）小平市公立保育園の運営のあり方に関する方針
- ・ 財務省（2004）「平成16年度地方向け補助金等の改革について」
- ・ 下野市（2009）下野市保育園のあり方検討委員会第四回会議録
- ・ 社会福祉法人日本保育協会（2008）「三位一体改革により保育所運営費が大幅に削減」
- ・ 全国保育団体連絡会(1988)「戦後の保育運動」草土文化
- ・ 総務省（2015）「平成26年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
- ・ 草加市保育園父母連合会ホームページ <http://www.soka-fuboren.org/syukai/index.html>（最終検索日：平成28年12月25日）
- ・ 東京都福祉保健局  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/kodomokosodatekaigi/kosodatekaigi0512.html>（最終検索日：平成28年12月23日）
- ・ 三鷹市ホームページ [http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c\\_service/001/001857.html](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/001/001857.html)（最終検索日：平成29年1月1日）